

介護保険利用者の交通費の過誤徴収について

当法人本部の内部監査において、JCHO 湯布院病院附属訪問看護ステーションにおけるサービス提供実施地域内（湯布院町内）で介護保険をご利用されている方から、徴収できない交通費を徴収していたことが判明しました。

交通費の徴収期間は令和3年10月から令和4年9月までで、この間に過誤徴収しました交通費と過誤徴収しました交通費に対する遅延損害金につきましては、令和5年1月31日までにご利用者様へ返金させていただきます。

ご利用者様・ご家族様にご迷惑をお掛けしましたこと、深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことが起こらないよう法令等の順守に努めて参りますので、何卒ご容赦賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら下記のお問い合わせ先にご連絡していただけますようお願いいたします。

令和4年12月28日
独立行政法人地域医療機能推進機構
湯布院病院長

【問い合わせ先】

大分県由布市湯布院町川南 252 番地
湯布院病院附属訪問看護ステーション

TEL・FAX：0977-84-3880

管理者：太田美春

問い合わせ時間：8時30分～17時15分（土日祝日を除く）